

新居浜市シティブランド戦略推進業務
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

平成29年3月

新居浜市企画部地方創生推進室

1 趣旨

この実施要領は、新居浜市シティブランド戦略推進業務の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

新居浜市シティブランド戦略推進業務

(2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から平成30年3月31日（土）まで

(4) 契約上限額

金30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市企画部地方創生推進室

TEL 0897-65-1238（直通） FAX 0897-65-1216

E-mail sousei@city.niihama.ehime.jp

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、平成29・30年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

- (2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けてないこと。

- (3) 四国内に本店、支店又は営業所を有すること。

- (4) 過去3年間（平成26年度から平成28年度まで）に、地方公共団体のシティプロ

モーションやブランド戦略に関する業務の受託実績があること。

4 スケジュール

公告日	平成29年3月17日（金）
質問受付期間	平成29年3月17日（金）～ 平成29年3月27日（月）
参加資格確認申請書提出期間	平成29年3月17日（金）～ 平成29年3月27日（月）
参加資格確認結果通知	平成29年3月29日（水）
質問回答期限	平成29年3月29日（水）
参加資格がないと認められた者の 説明請求期限	平成29年3月30日（木）
説明を求めた者への回答期限	平成29年3月31日（金）
企画提案書等提出期間	平成29年3月31日（金）～ 平成29年4月10日（月）（午前中）
審査 （プレゼンテーション・ヒアリングを含む。）	平成29年4月14日（金）
審査結果通知	平成29年4月18日（火）
業務委託契約締結	平成29年4月20日（木）（予定）

5 参加資格確認申請書の提出期限等

(1) 提出期限

平成29年3月27日（月）17時15分

(2) 提出場所

2（5）の事業担当課

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

平成29年3月29日（水）までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

6 質問の提出期限等

(1) 提出期限

平成29年3月27日（月）17時15分まで

(2) 提出場所

2（5）の事業担当課

(3) 提出方法

質問書（様式3）を作成し、電子メールにて提出すること。

(4) 質問に対する回答

平成29年3月29日（水）17時15分までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。

ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

(5) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができるものとする。この場合においては、平成29年3月30日（木）17時15分までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

2（5）の事業担当課

ウ アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し平成29年3月31日（金）17時15分までに、書面（電子メール）により回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次のア～クの書類を提出すること。

（ア～キは原本を1部、写しを7部それぞれ提出し、クは原本を1部提出すること。）

提出書類の用紙は、A4サイズ（一部A3版折込み可）、縦型・横書き・片面・左とじを基本とする。

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 関連業務受託実績（様式5）

ウ 業務の実施体制（様式6）

エ 担当者の経歴（様式7・担当者ごとに作成）

オ 企画提案書（様式任意）

（別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照）

カ 業務スケジュール（様式8）

（別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照）

キ 特定テーマに係る提案書（様式任意）

（別紙1 「企画提案書等の作成に係る留意事項」参照）

ク 見積書

仕様書に基づき、本業務に係る見積書（税込・捺印）を提出すること。

(2) 提出期限

平成29年4月10日（月）12時00分まで

(3) 提出場所

2（5）の事業担当課

(4) 提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) その他

ア 1者につき1提案のみとする。

イ 受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

8 審査及び決定について

(1) 企画提案書等の審査は、新居浜市シティブランド推進業務事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員会の委員は、審査委員会設置要領に基づき、本市職員で構成する。

(3) 企画提案書等の提出後、審査委員会において、参加者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに応じない場合には、辞退したものとみなす。

ア 実施日時（予定）

平成29年4月14日（金）

詳細については別途通知する。

イ 実施場所

新居浜市役所本庁舎内とし、詳細については別途通知する。

ウ 実施時間

一提案者につき30分程度（プレゼンテーション）とする。

エ 出席者

1者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。

オ 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン等による説明は許可する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの順番は企画提案書等の受付順とし、個別に行い、非公開とする。

(4) 審査委員会において、各参加者の企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、総合的に評価し、受託候補者の特定を行う。

ア 審査委員会における評価項目、評価事項は次のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価基準点 (最低水準点)
業務実績及び 業務実施体制 (30点)	・業務実績は広範かつ十分か。類似計画等策定に関する業務実績は十分か。	15点 (8点)
	・本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	15点 (8点)
企画提案書等の 提案内容 (45点)	・本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点、分析力が優れているか。	15点 (8点)
	・提案内容に説得力があり、業務工程が具体的かつ現実的であるか。	15点 (8点)
	・独自提案事業の内容が独創的かつ効果的であるか。	15点 (8点)
特定テーマの 提案内容 (15点)	・シティブランド戦略の内容を分かりやすく伝えるとともに、市民の関心を高める提案がなされているか。	15点 (8点)
価 格 (10点)	・見積価格水準及びその積算の考え方は妥当であるか。	10点 (5点)
合 計		100点

イ 各委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が最も高い提案者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、審査委員会で協議の上、委員長が決定する。

ウ 参加者が1者になった場合でも審査を行い、最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば、受託候補者として特定

する。

9 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面（様式9、10）により通知する。
- (2) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。
- (3) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、随意契約により契約を締結するものとする。
- (4) 手続の透明性、公平性を確保するため、見積り合わせによる決定後、速やかに業者名、評価結果を公表する。

10 その他留意事項

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 実施要領に違反した場合
 - ウ 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
 - エ 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (2) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 契約の締結にあっては、本市が用意する契約書を使用する。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。